

平川市議会議員政治倫理条例を制定しました

令和7年平川市議会第2回定例会（6月議会）で、平川市議会議員政治倫理条例が全会一致で可決されました。（令和7年7月1日施行）

平川市議会議員政治倫理条例ってなに？

市民に信頼される議会を目指し、議員の行動ルールを定めています。
金品の受け取りや特定の業者へ便宜を図ったり、ハラスメント、SNSでの誹謗中傷などを禁止しています。

違反の疑いがあれば、市民や議員が申し出て、審査会が調査します。市民と議員が協力して、公正で開かれた議会をつくるための大切なルールです。



平川市議会議員
政治倫理条例HP



議会改革のあゆみ

これまでの議会改革の取り組みをご紹介します。



平成26年12月

インターネット中継をスタート



平成28年12月

議員定数削減、20人から16人へ



令和元年集合写真

平成29年12月

議員用タブレット端末導入



令和3年3月

議会改革特別委員会設置①

- ・平川市議会基本条例
- ・平川市議会災害対策指針



平川市議会議会
基本条例の答申

令和6年6月

議会改革特別委員会設置②

令和6年平川市議会第2回定例会（6月議会）で、平川市議会議員政治倫理条例制定を目的に設置しました。
先進市議会との意見交換を踏まえ、16回にわたり調査研究と議論を重ねました。
令和7年3月から4月にかけてパブリックコメントを実施し、令和7年5月26日に議長へ答申しました。



制定に向けて議論している様子



答申の様子

議会だよりは 3月・6月・9月・12月 の年4回発行。次号は 12月15日 発行の予定です。

